

大 祓 詞

高天原に神留り坐す皇親、神漏岐神漏美の命以ちて
八百萬神等を神集へに集へ賜ひ、神議りに議り賜ひて

我皇御孫命は豊葦原の水穂国を
安国と平けく所知食せと事依し奉りき

如此依さし奉りし国中に、
荒振る神等を、神問しに問はし賜ひ、神掃ひに掃ひ賜ひて

語問ひし、磐根樹、立草の垣葉をも語止めて
天の磐座放ち、天の八重雲を伊頭の千別に千別きて

天降し依し奉りき
如此依さし奉りし四方の国中と、
大倭日高見国を安国と定め奉りて

下津磐根に宮柱 太敷き立て
高天原に千木 高知りて

皇御孫命の美頭の御舎 仕へ奉りて
天の御陰 日の御陰と隠り坐て

安国と平けく所知食さむ

如此所知食す国中に
成り出でむ天之益人等が過ち犯しけむ雑々の罪事は

天津罪とは畔放 溝埋 樋放 頻蒔 串刺 生剥 逆剥 屎戸
許許太久の罪を天津罪と宣別けて

国津罪とは生膚断 死膚断 白人 胡久美 川入 火燒
己母犯罪 己子犯罪 母与子犯罪 子与母犯罪 畜犯罪 罪
昆虫の災 高津神の災 高津鳥の災 畜仆し 蠱物偽罪を
国津罪と宣別けて

許許太久の罪出でむ
如此出でば、天津宮事以ちて
大中臣、天津金木を本打ち切り、末打ち断ちて、
千座の置座に置き足らはして
天津管曾を本刈り断ち、末刈り切りて
八針に取り辟きて
天津祝詞の太祝諱辞事を宣れ

天兒屋根命を天祖と以て大中臣家に降し賜ひし
口伝の秘禱神言を宣れり
かみながら かみながら かみながら...

如此宣らば、天津神は天之磐門を押し披きて、
天之八重雲を伊頭の千別きに千別きて、所聞食さむ

国津神は、高山の末 短山の末に上り坐して
高山の伊婁理 短山の伊婁理を搔き別けて、所聞食さむ

如此所聞食してば、皇御孫命の朝廷を始めて
天下 四方の 国 には罪と云う罪は在らじと
科戸の風邪の、天の八重雲を吹き放つ事の如く
朝の御霧 夕の御霧を、朝風 夕風の吹き掃ふ事の如く
大津辺に居る大船を、舳解き放ち、艦解き放ちて
大海原に押し放つ事の如く

彼方の繁木が本を、焼鎌の敏鎌以ちて 打ち掃う事の如く
遣る罪は不在と、被へ賜ひ清め賜ふ事を

高山の末 短山の末より 佐久那太理に水落ち、
滝津速川の瀬に坐す 瀬織津比咩と云う神、
大海原に持ち出でなむ

如此持ち出でなむば、
荒塩の、塩の八百道の八塩道の、塩の八百会に坐す
速開津比咩と云う神、持ち可呑みてむ

如此持ち可呑てば、氣吹戸に坐す
氣吹戸主という神、根国 底国に氣吹放ちてむ

如此氣吹き放ちてば、根国底国に坐す
速佐須良比咩と云う神、持ち佐須良比 失ひてむ

如此持ち佐須良比 失ひてば、
今日より始めて 罪と云う罪は不在と
被い賜ひ 清め賜ふ事を 所聞食せと白す

【補注】句点、改行と漢字およびそのルビは筆者による。
令和五年十一月十三日 大中臣正比呂 記

文中青文は、原文に秘されていることの意味のみを補った。
内容については別途解説を付す。

平成二十六年六月末日 拙訳者 記

